

## 「5年水張りルール」を考える

平成22年から始まった「水田活用直接支払交付金（以降、交付金）」は米の生産調整のため、水田で飼料用米、麦、大豆などの転削作物を生産する農業者に対し、表1のような交付金を直接交付する制度です。しかし、国は令和4年に「交付金」の見直しを行い、「5年に一度、耕作地の水張りを行わない農地には、原則として交付金を支給しない（5年水張りルール）」としました。

なお、「水稲作付によらない1か月以上の湛水管理を行い、連作障害による収量低下が発生しない場合は、「水張り」を行ったものとみなす。」としました。これには町への申請が必要になります。必要な方は池田町農業再生協議会（町役場 産業振興課内 電話 62-3127）までお問い合わせ下さい。

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	3.5万円/10a
WCS用稲 ※	8.0万円/10a
加工米	2.0万円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ 5.5～10.5万円/10a

※ WCS用稲とは・・・稲の穂と茎葉をまるごと刈り取ってロール状に成型したものを、フィルムでラッピングして乳酸発酵させた牛の飼料用稲を言う。



今月の短歌の小さな社  
← 茨田見

表2 「5年水張りルール」のスケジュール

R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	
水張り実施	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・⇒ 以降5年間、交付対象水田となる				水張りがなければ、R10から交付対象外。水張りがあれば、また、5年間交付対象。		
	水張り実施	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・⇒ 以降5年間、交付対象水田となる				水張りがなければ、R10から交付対象外。水張りがあれば、また、5年間交付対象。	
畑作物作付け（R4～R8年度の間に一度も水張りしない）					R9年度から交付対象外。		

### ＜5年水張りルールの問題点＞

- 交付金がないと麦・大豆などの作物栽培の採算がとれなくなり作り続けるのが困難になる。受諾された農地を返すなどの事態が生まれる。また、自作地でも採算がとれないので栽培を止める農地が出てくる。令和9年以降急激に耕作放棄地が増加する可能性がある。
- 「5年水張りルール」は耕作放棄地を増やし、国土保全に反する誤った政策だと思う。農業政策の転換を求めたい。

◎ 日本共産党の農業政策・・・日本の食糧自給率は38%に低迷し、肥料など農業資材の大半も海外だのみ。世界の食料危機で、その危うさは明らかです。一方、農業の中心的な担い手はこの22年で半減、20年後には更に1/4に激減する予測も。このままでは、国民の飢えが現実化しかねません。

### 【日本共産党の食と農の再生プラン】

- (1) 「自給率の向上」を国政の中心課題にすえる。⇒「食糧・農業・農村基本法」に自給率向上を義務づける。
- (2) 農業・農村で暮らせる土台を政府の責任で整える。⇒販売価格と生産コストの差額補填制度の創設、大小多様な農業者を支援する。
- (3) 農林水産予算の削減を止め、増額する。⇒農林水産予算（2.27億円）は軍事費（11億円）の1/3以下。この流れの転換なくして農業の再生は不可能では。